

ホームヘルプステーション 利用料金表

要介護の方

利用料金

- (1) 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、各利用者の負担割合に、応じた額とします。当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を取得しており、下記基本料金の10%を加算した金額です。

実際の利用料金は**太枠**内金額の1~3割です。各々の利用料金は負担割合によって決定します。

(負担割合証でご確認ください。)

【サービス内容区分】

<身体介護>		<生活援助>	
①起床介助	⑧食事介助	①調理	
②就寝介助	⑨体位変換	②洗濯	
③排泄介助	⑩服薬介助	③住居の掃除・整頓整理	
④衣服の着脱	⑪通院等介助	④買い物	
⑤整容介助	⑫その他 ()	⑤薬の受取り	
⑥身体の清拭・洗髪		⑥衣服の入れ替え等	
⑦入浴介助		⑦その他 ()	

サービス名称	基本料金	特定事業所加算(Ⅱ) 算定料金
生活援助2(45分未満)	1,790円	1,970円
生活援助3(45分以上)	2,200円	2,420円
身体介護01(20分未満)	1,630円	1,790円
身体介護1(20分以上30分未満)	2,440円	2,680円
身体介護2(30分以上1時間未満)	3,870円	4,260円
身体介護3(1時間以上1時間半未満)	5,670円	7,010円

サービス名称	基本料金	特定事業所加算(Ⅱ) 算定料金
身1生1(身体介護30分未満に引き続き生活援助20分以上を行う場合)	3,090円	3,400円
身1生2(身体介護30分未満に引き続き生活援助45分以上を行う場合)	3,740円	4,110円
身2生1(身体介護1時間未満に引き続き生活援助20分以上を行う場合)	4,520円	4,970円

その他の加算・減算

初 回 加 算	2, 0 0 0円
生活機能向上連携加算	(I) 1, 0 0 0円/月 (II) 2, 0 0 0円/月
介護職員等处遇改善加算 I	1ヶ月の合計単位数に対して 24.5%加算
同一建物に対する減算	減算あり
口腔連携強化加算	5 0 0円/回

※生活機能向上連携加算は、訪問リハビリ又は通所リハビリとの連携で必要とされる方のみ。

※同一建物に対する減算は、対象者のみ。

※同時に2人の訪問介護職員等が1人の利用者に訪問介護を行った時は、所定料金の2倍になります。

※夜間又は早朝は所定料金の25%加算、深夜は所定料金の50%加算となります。

- (2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

キャンセル

キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	
サービス利用日の当日	利用者負担額の50%	

要支援の方

(1) 第一号訪問事業・訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	11,760
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・2)	23,490
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	37,270

実際の利用料金は上記金額の1~3割です。各々の利用料金は負担割合によって決定します。

【加算】

以下の要件を満たす場合、前記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000
生活機能向上連携加算(1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	3カ月間毎月 1,000
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※		1ヶ月の合計単位数に対して13.7%加算
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)※		1ヶ月の合計単位数に対して6.3%加算
介護職員ベースアップ等支援加算※		1ヶ月の合計単位数に対して2.4%加算

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件に該当する場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一敷地内の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	利用料の1割